

伊 賀 市

避難行動要支援者避難支援プラン

令和元年 10月

伊 賀 市

目次

<u>第1章 総則</u>	<u>1</u>
<u>第2章 避難行動要支援者名簿に掲載する者</u>	<u>3</u>
<u>第3章 避難支援等関係者</u>	<u>4</u>
<u>第4章 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報の取り扱い</u>	<u>5</u>
<u>第5章 避難行動要支援者名簿の更新及び取り扱い</u>	<u>6</u>
<u>第6章 名簿情報の提供に際し、情報漏洩を防止するための措置</u>	<u>7</u>
<u>第7章 避難準備情報等の発令・伝達</u>	<u>7</u>
<u>第8章 避難行動要支援者名簿登録及び活用</u>	<u>8</u>
<u>第9章 避難行動要支援者避難支援プランにかかる体制</u>	<u>10</u>

第1章 総則

1 趣旨

これまでの伊賀市の災害時の住民の避難行動に対する支援対策については、国が定めた「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月）に基づき、災害時要援護者の避難支援として、取り組みを行ってきたところです。しかしながら、災害時要援護者の登録が約2万人（避難支援者に提供する名簿約1万人）を上まわるなど、災害時に実効性がある避難者を支援する名簿とはなっていない現状があります。

平成25年6月の災害対策基本法の改正では、「災害時要援護者」に替わって、「避難行動要支援者」として、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）が位置づけられ、市においてその把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（以下「名簿」という。）作成が義務化されました。これを活用した実効性のある避難支援がなされるよう、以下の項目が規定されました。

- ①名簿の作成が市の義務となり、その作成に際し必要な行政が把握している個人情報を利用できること。
- ②避難行動要支援者からの同意を得て、平常時から住民自治協議会、自主防災組織や民生委員・児童委員、消防機関等の避難支援等関係者に情報提供できること。
- ③現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿の情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること。
- ④名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずること。

また、近年の災害では、平成28年の熊本地震において、震災関連死のうち高齢者の死者数は約8割に上り、平成30年7月西日本豪雨では、愛媛県・岡山県・広島県の死者数のうち、高齢者の割合が約5割に上りました。

これらを受けて、本市においては、これまでの災害時要援護者の避難支援を見直し、高齢者や障がい者など災害時の避難にあたって支援が必要となる人を市のデータを使って特定し、地域において実効性のある避難行動等を支援ができるように「伊賀市避難行動要支援者避難支援プラン（以下プランという）」を作成することとします。

また同時に、このプランの策定やこれらに基づく地域の避難訓練等の過程を通じ、自助・共助・公助を基本にした地区防災計画や、一人一人の個別計画の策定を行うなど、地域ぐるみの防災体制を構築し、避難支援や避難所での支援の仕組みづくりを進めることで、地域の防災力強化を図ってしていくこととします。

2 避難行動要支援者避難支援プランの基本的な考え方

災害発生時には、「自分の命は自分で守る」という自助の意識が求められていますが、避難行動要支援者については、情報の収集や、避難行動を自ら行うことが困難な状況にあり、「自分達の地域は自分達で守る」という共助の取組による避難支援が不可欠になります。

日頃から、避難行動要支援者本人や、その家族が隣近所の方々と交流を持ち、地域が連携して見守りや声かけなどを行い、地域コミュニティの形成にも配慮した対策が必要となります。

こうしたことから、市は避難行動要支援者避難プランにおいて、災害対策基本法に義務付けられた避難行動要支援者名簿の作成・活用に必要な事項を定め、平常時から地域の避難支援等関係者が避難行動要支援者に関する情報を共有していただき、地域の共助により災害時に避難行動要支援者の避難支援や安否確認等を安全かつ確実に行うことができるよう、地域の防災体制の確立を目指します。

避難行動要支援者避難支援プランの内容

- ①避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- ②避難支援等関係者となる者
- ③避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報の取り扱いに関する事
- ④避難行動要支援者名簿の更新及び取り扱いに関する事
- ⑤名簿情報の提供に際し、情報漏洩を防止するための措置に関する事
- ⑥避難準備情報等の発令・伝達に関する事
- ⑦避難行動要支援者名簿への登録及び活用に関する事
- ⑧避難行動要支援者避難支援にかかる市の体制に関する事

第2章 避難行動要支援者名簿に掲載する者

本市では、「要配慮者」のうち介護を要する方々等を中心とした「避難行動要支援者」の避難支援に取り組むための基礎とする名簿である避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲を次のとおりとします。

1. 要介護認定3～5を受けている者
2. 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
3. 療育手帳Aを所持する知的障害者
4. 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者
5. 上記以外で市長が支援の必要を認めた者

要配慮者・避難行動要支援者とは？

これまで使われていた、「災害時要援護者」というかわりに、平成25年6月の災害対策基本法の改正から使われるようになった言葉で、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」ということになりました。

要配慮者

※特に配慮を要する人（高齢者、障がい者、障がい児、妊婦、乳幼児など）

避難行動要支援者

避難の際に特に支援が必要な者

第3章 避難支援等関係者

同意名簿情報を提供する避難支援等関係者は、以下のとおりとします。なお、同意名簿情報は、ここに掲げているすべての団体等に一律に提供するものではなく、避難支援等に取り組むため、これらの関係者からの申し出により、名簿情報の適正管理に関する覚書等を締結した団体等に提供します。

避難支援等関係者の避難支援にあたっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を確保することが大前提です。

このため、市は、避難行動要支援者に対し、名簿に掲載されたとしても必ず支援等が受けられるものではないこと、避難支援等の実施について、避難支援等関係者に法的な責任や義務はないことについて、周知を図ります。

- ・ 住民自治協議会
- ・ 自主防災組織
- ・ 自治会（区）
- ・ 消防団
- ・ 民生委員・児童委員
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 警察
- ・ 教育委員会

第4章 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報の取り扱い

「伊賀市個人情報保護条例（平成16年11月1日条例第16号）（以下「保護条例」という。）」では、個人情報の収集、保有個人情報の利用及び提供が制限されていますが、今回、災害時の避難行動要支援者避難支援に関する業務については、個人情報の収集は、保護条例第7条第2項第2号、保有個人情報の利用及び提供は、保護条例第8条第1項第2号の規定に基づき、市長部局内で情報を共有し、平常時から避難行動要支援者の状況について把握するものです。

なお、市長部局外の利用及び提供は、保護条例第8条第1項第1号に基づき行いません。

1. 氏名
2. 住所又は居所（方書を含む。）
3. 生年月日
4. 性別
5. 避難支援を必要とする理由（要介護状態区分・障害等級）
6. 電話番号その他の連絡先
7. 行政区名

伊賀市個人情報保護条例より抜粋

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意に基づき収集するとき。
- (2) 法令等の規定に基づき収集するとき。

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。

第5章 避難行動要支援者名簿の更新及び取り扱い

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、以下のとおり名簿の更新及び取り扱いに関する事項を定めます。

- ①介護保険システム、障がい者総合支援システムと連携し、常に名簿情報を最新の状態に保ち、死亡者、転出者等を自動で削除し、要介護状態区分、障害等級等を自動で更新します。
- ②介護施設・障がい者施設等に入所している避難行動要支援者は、施設ごとの避難計画が策定されることから、名簿から除きます。
- ③新たに名簿に登録された避難行動要支援者については、登録時に個人情報の提供に関する同意確認を行います。
- ④毎年6月頃に紙媒体で名簿（不同意者を含む）を印刷し、保管します。
- ⑤停電等によるサーバの緊急停止に備え、毎日、自動で最新の名簿データを保存する仕組みを備えます。
- ⑥同意名簿は、年に一度、避難支援等関係者からの申し出により、行政区別に紙媒体で提供します。
- ⑦災害時に避難支援等関係者等へ提供する名簿については、住民自治協議会単位に各地区市民センターに密封した状態で鍵のかかる場所に保管します。開封については、災害が発生、または発生のおそれが生じた場合に、市が開封指示を出した場合のみとします。

避難行動要支援者名簿
避難行動要支援者名簿の全ての方の名簿（個人情報の提供に関する不同意者含む）【災害時等に提供する】

避難行動要支援者同意名簿
避難行動要支援者名簿のうち、個人情報の提供に関する同意書が提出された方
の名簿【平常時に避難支援等関係者の申出により提供】

第6章 名簿情報の提供に際し、情報漏洩を防止するための措置

名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、避難支援等を必要とする理由など、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、同意名簿は、本人の同意を基に当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供し、下記の情報漏洩を防止する措置に関する説明及び指導を行います。

- ①災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明します。
- ②施錠可能な場所への同意名簿の保管を行うよう指導します。
- ③受け取った同意名簿を必要以上に複製しないよう指導します。
- ④同意名簿を団体で使用する場合には、団体内部で同意名簿を取扱う者を限定するよう指導します。

第7章 避難準備情報等の発令・伝達

避難行動要支援者が円滑に避難することができるよう、以下のとおり情報伝達に努めます。

- ①ケーブルテレビ、市ホームページや防災行政無線による広報などのほか、携帯電話等の伊賀市防災ほっとメールサービス等により防災情報の伝達に努めます。
- ②避難行動要支援者への情報伝達について、避難支援等関係者を通じて直接、情報を伝える体制の構築に努めます。
- ③外国人の対応については、防災ほっとメールから「やさしい日本語」での情報伝達に努めます。また市ホームページの外国語変換機能の外国住民への周知に努めます。

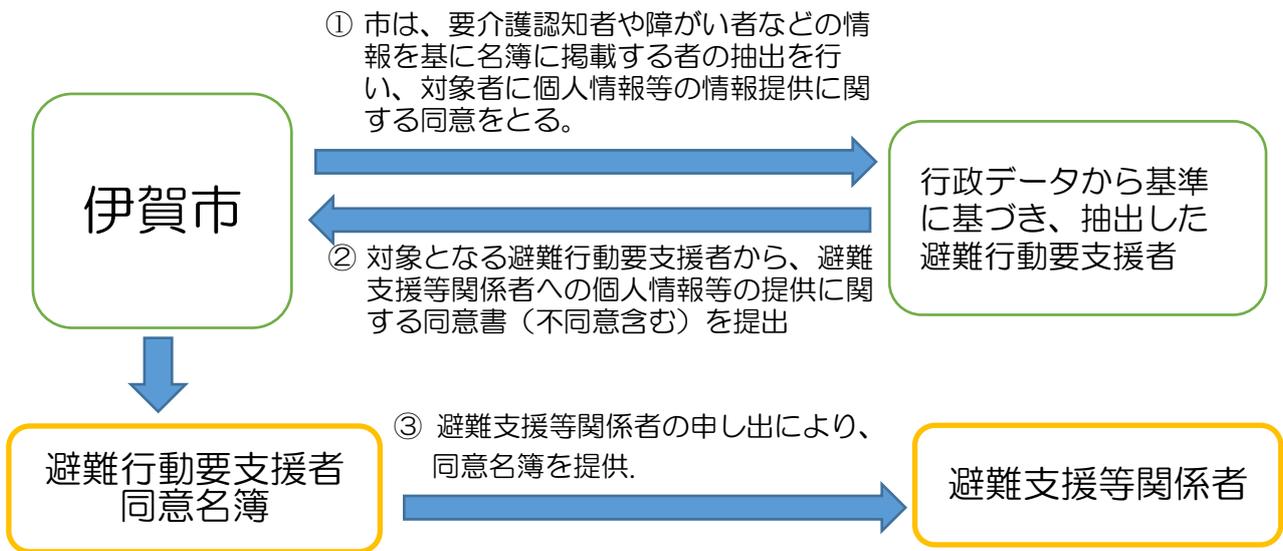
第8章 避難行動要支援者名簿登録及び活用

名簿への登録は、登録基準に基づく登録と支援を必要とする本人等が避難支援等関係者を通して登録する二つの方法があります。

いずれの場合も、本人の同意が得られたものを同意名簿として、避難支援等関係者に提供します。

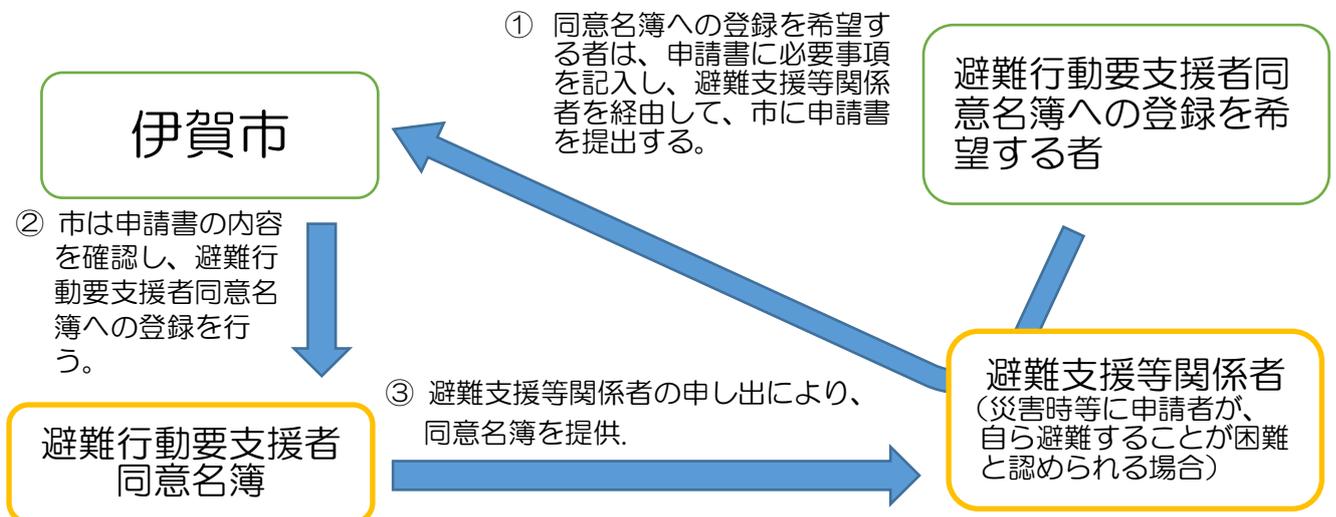
1. 登録基準に基づく名簿登録の流れ（第2章 1～4）

- 登録基準に基づき、市の持つデータから抽出を行い名簿への登録を行います。
- 毎年、新たに対象者になった避難行動要支援者に情報提供に関する同意書を送付し、これに基づき避難支援等関係者へ情報提供します。



2. 申請による名簿登録の流れ（第2章 5）

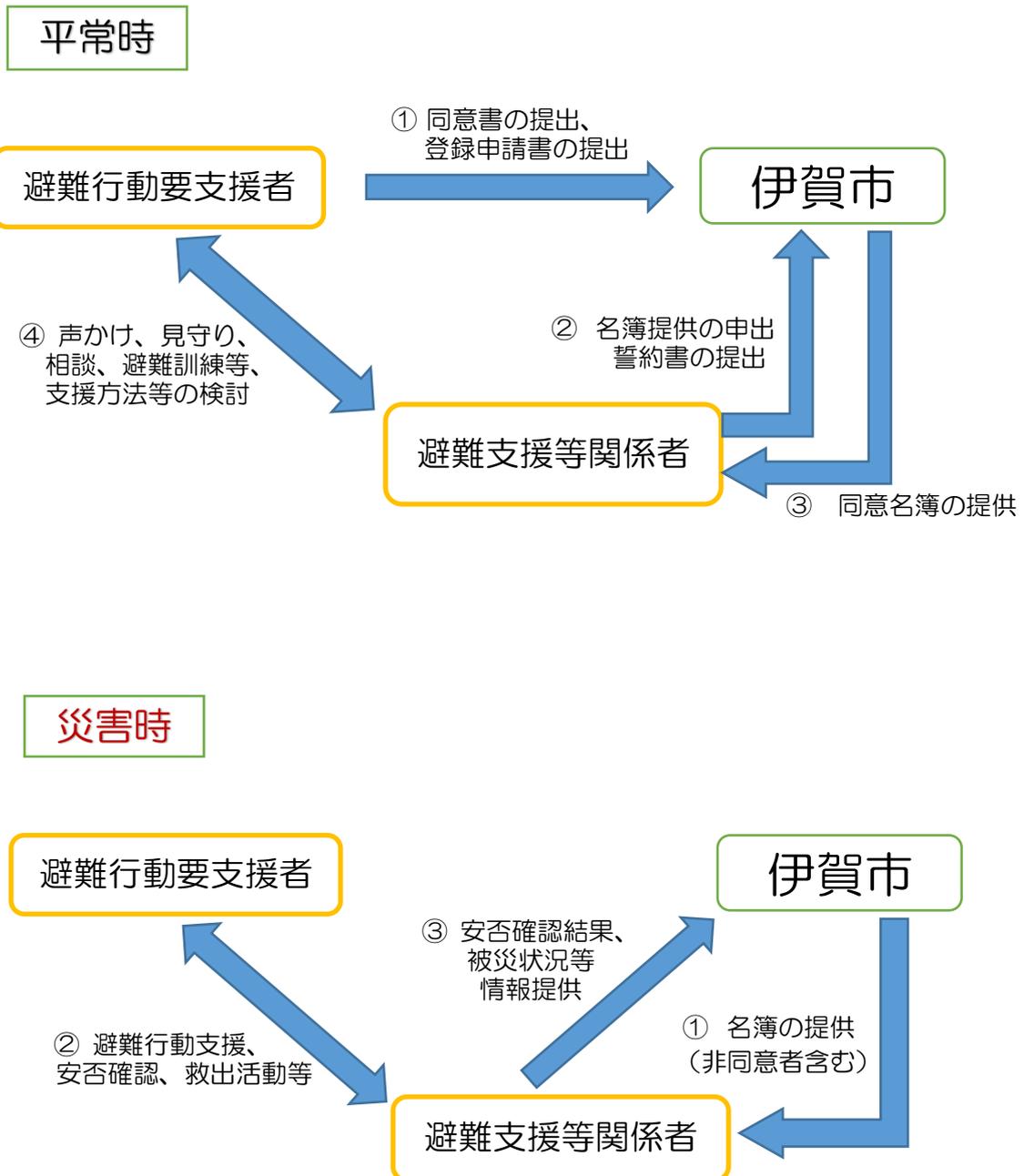
- 名簿への登録を希望する者は、避難行動要支援者名簿登録申請書に必要事項を記入し、避難支援等関係者を經由して市長に提出するものとします。
- 市は、避難行動要支援者名簿登録申請書の提出を受けたときは、記載内容の確認を行い、避難行動要支援者名簿への登録を行います。



3. 避難行動要支援者名簿の活用について

同意名簿の提供を受けた避難支援等関係者等は、地域の防災活動等の過程を通じて、自助・共助・公助を基本に地区防災計画や一人一人の個別計画の策定を行うなど、地域ぐるみの防災体制を構築し、避難支援や避難所での支援の仕組みづくりを進めていくこととします。

【避難行動要支援者名簿の活用イメージ】



第9章 避難行動要支援者避難支援プランにかかる体制

1 避難行動要支援者避難支援等推進委員会の設置

災害時における避難支援体制を整備するため、庁内の横断的な組織を設置し、平常時から防災消防関係部局と福祉関係部局等が一体となって取り組を進めます。

(1) 委員

危機管理監（委員長）

健康福祉部次長（副委員長）

企画振興部次長（総合政策、広聴情報、地域づくり推進、交通政策担）

人権生活環境部人権政策監

人権生活環境部生活環境政策監

消防本部消防次長（総務担当）

総合危機管理課長

(2) 主な業務

ア 本プランの見直しに関すること

イ 避難行動要支援者の避難支援体制の整備に関すること

ウ 本プランの周知等に関すること

エ 避難行動要支援者、避難支援等関係者及び職員等に対する防災講演会や防災訓練などに関すること

オ その他、本プランの推進に関すること

2 避難行動要支援者避難支援等推進委員会作業部会の設置

本プランの実務的な細部の調整を図るため、避難行動要支援者避難支援等推進委員会作業部会を設置します。

(1) 作業部会員

健康福祉部次長、医療福祉政策課長、障がい福祉課長、介護高齢福祉課長、地域包括支援センター長、総合危機管理課長

(2) 主な業務

ア 避難行動要支援者名簿作成に必要な情報の収集に関すること

イ 避難行動要支援者名簿の更新及び取り扱いに関すること

ウ 避難行動要支援者名簿の登録及び活用に関すること

エ その他、避難行動要支援者支援に必要な業務に関すること

